

やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、消防団員確保のために市町村が実施する先進的な取り組みや活動環境の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する経費及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる経費又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき
- (5) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (6) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (7) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(8) 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、申請書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(事業実績報告書の様式、提出期限)

第6条 市町村長は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第4号)に必要な関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 知事は、前条の規定による事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定し、額の確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金の交付については、精算払いとする。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認を受けようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の目的に反し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第 1 1 条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 2 4 日から施行する。

別表

補助対象経費	補助率	軽微な変更	補助限度額
<p>女性消防団員や機能別団員の活動環境の整備、又は、消防団員活動における消防団員の負担軽減を図るための標準的な装備品以外の資機材整備など、先進的な取り組みに必要な経費</p> <p>1 消防団活動のための資機材、装備品、消耗品及び備品の購入に要する経費</p> <p>2 消防団活動のための施設の整備・改修に要する経費</p> <p>3 その他消防団員の確保対策に要する経費</p>	<p>当該経費の2分の1以内</p>	<p>1 補助対象経費の各経費間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>	<p>1,000千円</p>

様式第 1 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 交付申請額 金 円
- 3 事業計画書（様式第 1 号の 1）
- 4 収支予算書（様式第 1 号の 2）
- 5 その他参考資料

(様式第1号の1)

年度
やまなし消防団員活動環境整備モデル事業
事業計画書

1 事業の概要

2 実施スケジュール

3 期待される効果

(様式第1号の2)

年度
やまなし消防団員活動環境整備モデル事業
収 支 予 算 書

1 収入

(単位 円)

県補助金 ①	自己財源 ②	その他 ③	計 ①+②+③	備 考

2 支出

(単位 円)

区 分	支出予定額	備 考

様式第2号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長 印

年度やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金
事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金交付要綱第4条の規定により、申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

※ 変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

市町村長 殿

山梨県知事

年度やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる経費は、年 月 日付けで申請のあった補助事業に要する経費とし、その内容は補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円
- 3 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金交付要綱に定める軽微な変更についてはこの限りではない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は翌年度の年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

様式第 4 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

年度やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金
事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金交付要綱第 6 条の規定によ
り、次のとおり報告します。

- 1 事業報告書（様式第 4 号の 1）
- 2 収支決算書（様式第 4 号の 2）
- 3 その他添付書類

(様式第4号の1)

年度
やまなし消防団員活動環境整備モデル事業
事業報告書

1 事業の概要

2 実施期間

3 事業効果

(様式第4号の2)

年度
やまなし消防団員活動環境整備モデル事業
収 支 決 算 書

1 収入

(単位 円)

県補助金 ①	自己財源 ②	その他 ③	計 ①+②+③	備 考

2 支出

(単位 円)

区 分	支出済額	備 考

様式第 5 号

番
年 月 日 号

市町村長 殿

山梨県知事

年度やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金の
額の確定通知書

年 月 日付け消保第 号で交付決定した 年度やまなし消防団員
活動環境整備モデル事業費補助金については、 年 月 日付け 第 号の事
業実績報告書に基づき、次のとおり額を確定します。

確 定 額 金 円

様式第 6 号

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

市町村長名 印

やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金財産処分承認申請書

年度やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、やまなし消防団員活動環境整備モデル事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他、必要な書類